

足立区災害時のトイレ確保・管理計画 (素案)



写真：区立公園 52 箇所に配備している井戸水を利用したマンホールトイレ

令和 8 年 7 月時点案

足立区 危機管理部 防災戦略課



はじめに

区民の皆様の安全・安心な暮らしを守ることは、区政の最優先の責務です。首都直下地震をはじめとする大規模災害は、いつ、いかなる形で私たちの日常を脅かすかわかりません。そうした未曾有の事態に直面した際、区民の皆様の命と健康、財産、そして人としての尊厳を守り抜くため、あらゆる備えを進めていく必要があります。

過去の阪神・淡路大震災や東日本大震災、そして記憶に新しい能登半島地震など、大規模災害の教訓は、私たちに多くの重要な課題を突きつけています。その中でも特に深刻でありながら、これまで後回しにされがちであったのが「トイレ問題」です。

大災害が発生すると、停電や断水、そして下水道管の損傷などにより、私たちが日常的に使用している水洗トイレは長期間にわたって機能不全に陥る可能性があります。不衛生なトイレ環境は、感染症のまん延や害虫発生の温床となるだけでなく、被災者の心身に深刻な影響を及ぼします。トイレが汚い、使いにくい、数が足りないといった状況は、人々が排泄を我慢し、水分や食事の摂取を抑えることにつながります。これは脱水症状や静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）などの健康被害を引き起こし、最悪の場合、命を落とす「災害関連死」に至るケースも報告されている、極めて重大な問題です。

本区においても、首都直下地震が発生した場合、ライフラインの被害により多くの水洗トイレが使用できなくなり、避難所等のトイレに被災者が殺到し、衛生環境が悪化することが想定されています。

こうした健康被害や衛生環境の悪化を未然に防ぎ、全ての被災者が安全で質の高い生活環境を確保するためには、平時からの計画的な準備が不可欠です。国や東京都が示すガイドラインや計画と整合を図りつつ、足立区の実情に即した実効性のあるトイレ対策を講じる必要があります。

そこで本区は、この「トイレ問題」を区民の命を守る社会基盤の一つとして捉え、自助・共助・公助が一体となった総合的な対策を推進するため、「災害時のトイレ確保・管理計画」を策定します。本計画は、発災後のフェーズに応じたトイレの必要数を明確にし、災害用トイレの適正な配備と数量の確保、そして誰もが安心して利用できる衛生的で質の高いトイレ環境の維持管理体制を構築することを目的としています。

本計画に基づき、「全ての被災者の安全で質の高い生活環境の確保」を実現し、区民の皆様の健康と明日への活力を守り抜いてまいります。

足立区長 近藤 やよい

足立区災害時のトイレ確保・管理計画（素案） 目次

I.	総則.....	1
1.	本計画策定の背景.....	1
2.	本計画の目的.....	1
3.	本計画の位置付け.....	2
4.	本計画の進捗管理.....	2
5.	本計画で想定する地震と被害.....	3
6.	本計画の対象施設.....	4
7.	本計画で使用するトイレの種類.....	5
	（1）既設トイレ：平時から使用している施設のトイレ.....	5
	（2）災害用トイレ：災害時に使用することを目的とするトイレ.....	5
II.	現状と課題.....	11
1.	災害時のトイレ確保状況.....	11
	（1）災害時のトイレの備蓄・整備状況.....	11
	（2）発災後の経過期間における確保状況.....	12
	（3）災害時のトイレ分布状況.....	13
2.	災害時のトイレ管理状況.....	14
	（1）避難所における管理体制.....	14
	（2）公園における管理体制.....	14
3.	災害時のトイレ対策における課題まとめ	15
III.	災害時のトイレ課題解決策.....	19
1.	課題解決のための4つの施策.....	19
	（1）災害時のトイレ確保施策.....	19
	（2）災害時のトイレ管理施策.....	20
2.	施策実施スケジュール.....	22

IV. 本計画の前提基準.....	25
1. 災害時のトイレ確保にあたって.....	25
(1) 確保すべき災害時のトイレ個数等.....	25
(2) 確保する上での制約.....	25
(3) 確保・管理にあたり配慮すべき事項.....	26
(4) トイレの衛生管理.....	26
2. 災害時のし尿処理体制.....	27
(1) 避難所等における携帯トイレの廃棄方法.....	27
(2) 避難所等の仮設トイレのし尿処理方法.....	27
V. 災害時のトイレ空白地域の分析.....	31
1. 災害用トイレ設置候補地の選定.....	31
(1) 公園を活用した設置候補地の選定プロセス.....	31
(2) 対象公園.....	34
VI. 参考.....	41
1. 災害時のトイレ確保タイムライン.....	41
2. 災害時のトイレ管理タイムライン.....	42
3. 区が作成した携帯トイレ普及啓発チラシ	44

I. 総則

I. 総則

1. 本計画策定の背景

阪神・淡路大震災や東日本大震災、能登半島地震などの過去の大規模災害時には、断水や下水道管の損傷等により水洗トイレが長期間使用不能となった。

これにより、避難所等ではトイレの個数が不足し、排せつ物の山ができるなど劣悪な衛生状態が生じた。この不衛生な環境は感染症の拡大を招き、また、トイレの使用を控えることによる脱水症状やエコノミークラス症候群などの健康被害、災害関連死につながる深刻な問題となった。

過去の大規模災害において繰り返し発生しているこれら災害時のトイレ問題を克服しようとする区の固い決意が、本計画策定の出発点である。



▲災害時の水洗機能を失ったトイレ



▲バキュームカー不足のため
使用できなくなった仮設トイレ

出典：NPO 法人日本トイレ研究所

2. 本計画の目的

本計画は、発災後の全ての被災者へ安全で質の高いトイレ環境を提供することを目的として策定する。

本計画の推進にあたっては、危機管理部が災害に備えたトイレの確保・管理に関する総合調整を行い、関係部局が連携し、全庁を挙げて総合的な対策を推進していく。

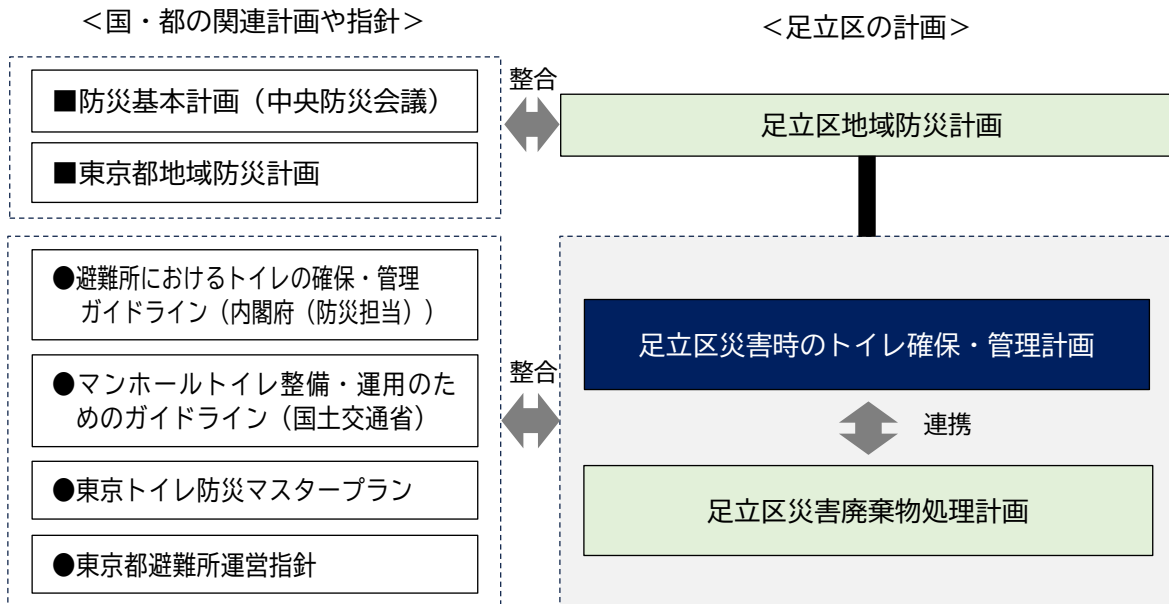
また、災害時のトイレ環境の向上を図るためには、自助・共助・公助が連携した取組の推進が不可欠である。このため、本計画で対象とする関係者には、足立区のほか、東京都、警察、消防、各避難所の施設管理者、避難所の運営に携わる避難所運営本部、地域住民や災害協定締結事業者などを含む。

I. 総則

3. 本計画の位置付け

本計画は、災害時のトイレ確保・管理に関する国の指針、「東京都地域防災計画」や「東京トイレ防災マスタープラン」と整合を図りながら、本区の地域防災計画の下位計画として策定し、関連計画との連携を図る。

図I-1 本計画の位置付け

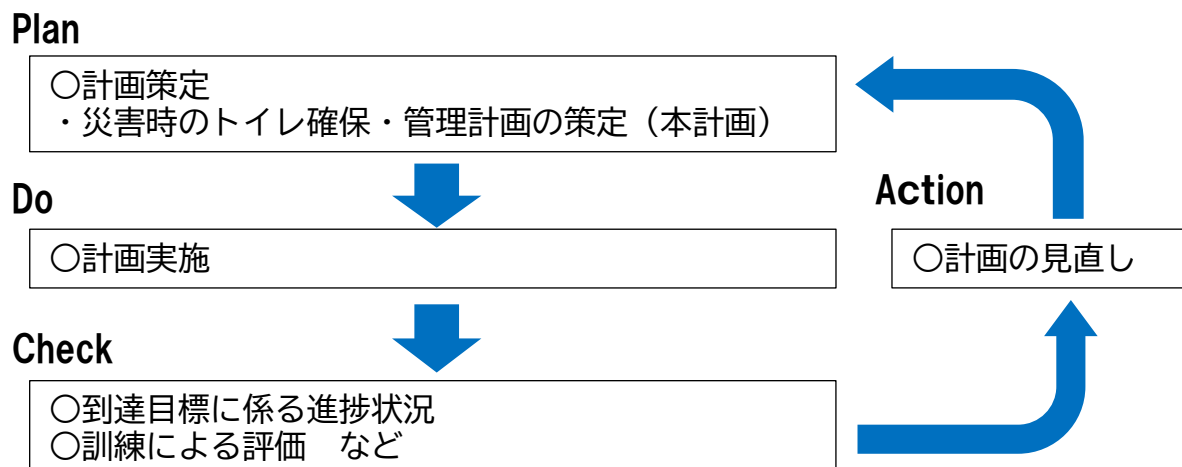


4. 本計画の進捗管理

本計画は、以下のPDCAサイクルにより推進する。

計画の見直しについては、本計画の最終目標年度である令和12年度（2030年度）に実施することを基本としながら、都被害想定の見直しや「東京トイレ防災マスタープラン」の更新時などを踏まえ、適宜、見直していくものとする。

図I-2 PDCAサイクル



5. 本計画で想定する地震と被害

本計画では、東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定 報告書」（令和4年5月）を踏まえ、足立区において、被害が最も大きい次の想定地震により、対策を推進する。

表I-1 被害想定

想定地震	都心南部直下地震
規模	マグニチュード7.3
地震のタイプ	直下型
発生季節と時刻	冬・夕方
風速の想定	風速 8 m/s
避難者数	286,932 人（最大値 4 日～1 週間）
うち避難所避難者数	191,288 人
うち避難所外避難者数	95,644 人
帰宅困難者数	44,303 人
下水道 被害率 ※1	6.6 %
上水道 断水率 ※2	49.7 %
電力 停電率	24.5 %

※1 地震により壊れると想定される下水道管の割合

※2 地震により断水が想定される箇所の割合

■ コラム ～水害時のトイレ～

- 本区は、四方を河川で囲まれ、海拔 2 m 前後の低地であり、高低差がほとんどない平坦地である。そのため、河川の氾濫により広域に浸水するおそれがあるとともに、浸水がなかなか引かないという特性を持っている。
- 大雨・洪水・高潮等の浸水時には、浸水フロアの既設トイレ、マンホールトイレ等の災害用トイレが使用できない状況となるため、浸水していないフロアの携帯トイレ使用が基本となる。



写真：令和元年台風 19 号
荒川の様子

I. 総則

6. 本計画の対象施設

本計画で対象とする施設は、足立区地域防災計画【震災編】（令和7年度改訂）に位置付けられている第一次避難所、福祉避難所のほか、災害時に使用できるマンホールトイレ、自己処理型トイレが整備された公園等とする。

表I-2 災害時のトイレ確保対象施設（令和8年4月現在）

施設	地域防災計画 位置付け	施設数
区立小学校	第一次避難所	67 箇所
区立中学校	第一次避難所	35 箇所
都立高等学校	第一次避難所	9 箇所
私立中学校・高等学校・大学等	第一次避難所	13 箇所
地域学習センター・社会福祉施設	福祉避難所	83 箇所
区立公園・広場等	一時集合場所	73 箇所
都立公園	避難場所	3 箇所
合 計		282 箇所

7. 本計画で使用するトイレの種類

本計画では、内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（令和6年12月）に基づき、以下のトイレを「災害時のトイレ」と位置づける。

また、特徴や留意点、フェーズに応じた使用可否を以下に示す。

(1) 既設トイレ：平時から使用している施設のトイレ



災害時に上下水道が被災した際は、洋式便器等に携帯トイレを付けて使用する。

既設トイレが使用できれば、災害時に必要なトイレ基数を確保しやすくなるとともに、個室確保の観点からも望ましい。

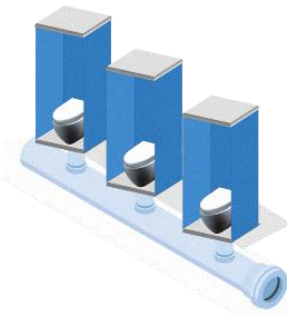
(2) 災害用トイレ：災害時に使用することを目的とするトイレ

災害時に使用することを目的とするトイレ。

表I-3 災害用トイレの種類と留意点

種類	特徴	メリット／デメリット
携帯トイレ	洋式便器等に便袋を取り付けて使用するタイプ 	<メリット> - 電気・水なしで利用でき、比較的安価・省スペースで保管可能 - 在宅避難者等が自宅等でも使用可能 - 既設のトイレ個室以外で使用する場合、パーテーション等でトイレ個室を確保し簡易便器を用意すれば使用可能 <デメリット> - 使い方について普及啓発が必要 - 使用ごとに便袋を処分する必要がある - 使用済み便袋の保管場所の確保、回収、臭気対策の検討が必要
簡易トイレ	折りたたみ式（ダンボール製）の簡易トイレに、便袋を取り付けて使用するタイプ 	<メリット> - 既設のトイレ個室以外で使用する場合、パーテーション等でトイレ個室を確保できれば使用可能 <デメリット> - 使い方について普及啓発が必要 - 使用ごとに便袋を処分する必要がある - 使用済み便袋の保管場所の確保、回収、臭気対策の検討が必要

I. 総則

種類	特徴	メリット／デメリット
仮設トイレ	・ イベントや工事現場で使用する移動可能なトイレ ・ 屋外に設置し、し尿や便を便槽に貯留するタイプ ・ や水洗式タイプがある 	<メリット> ・ 使用方法や運用方法が比較的周知されている ・ 泥や埃等の汚れに強く、比較的堅ろうなつくりである ・ 照明・水洗・手洗い付きの物等、衛生的に使用できるものもある <デメリット> ・ くみ取りが必要 ・ 使用場所までの車両の導線が定まらなると搬入不可 ・ 従来タイプのものは和式が多く、高齢者や障がい者の使用が困難
マンホールトイレ	・ 敷地内またはその周辺道路のマンホールを開け、その上に建屋を建てて使用するタイプ ・ 便を貯める貯留型（主に避難所である小中学校に配備）と、そのまま下水道に流す下水道直結型（主に区立公園に配備）がある 	<メリット> ・ 通常の水洗トイレに近い感覚で利用できる ・ トイレ個室は組立式で搬送や保管が容易なもの、バリアフリータイプもある ・ 下水道、浄化槽、便槽の被害状況によるが発災当初から継続的な利用が可能 <デメリット> ・ 貯留式の場合、くみ取りが必要 ・ 便を流すための代替水の確保が必要 ・ 屋外で使用するため、トイレの周辺や室内に照明を設置する等、安全対策が必要 ・ 建屋の雨対策や風による転倒防止が必要 ・ 組立訓練の実施など、運用面の検討が必要
自己処理型トイレ	・ し尿や便を化学的方法等で処理するタイプのトイレ（製品により、千回～1万回程度使用可能） 	<メリット> ・ 上下水道等の被害の影響を受けずに利用可能 ・ くみ取りを要するトイレに比べ臭気が発生しにくい ・ くみ取り頻度を軽減することができる ・ 必要な場所への移設が可能 <デメリット> ・ 専門的な維持管理が必要 ・ 処理能力を超えて利用すると水質悪化や汚水タンクからの汚水の漏水、臭気発生の原因となる ・ 移設にはユニックなどのクレーンが必要

（東京都「東京トイレ防災マスタープラン 資料編」参考）

表I-4 フェーズに応じた使用可否

主なトイレの種類	発災 ～3日間	～1週間	～2週間	～1か月	1か月～
想 定	・発災直後は、上下水道の被災状況が分からないため、携帯トイレを利用 ・マンホールトイレは開設が必要 ・道路閉塞により運搬が必要なトイレや、し尿処理が必要なトイレは利用困難	・道路啓開により、一部地域で簡易トイレ・仮設トイレなどの調達、し尿処理が可能となる。	・ライフラインが一部回復 ・水洗トイレが復旧し始め、携帯・簡易トイレの利用が減少	・多くの地域でライフラインが回復 ・避難の長期化により避難者ニーズが多様化し、質の高いトイレを優先的に使用	・ほぼ全地域でライフラインが回復 ・被害の残る一部施設等では、引き続き災害用トイレを使用
携帯トイレ	◎	◎	○	○	○
マンホールトイレ	○	◎	◎	◎	○
自己処理型トイレ	◎	◎	◎	◎	○
簡易トイレ（調達）	—	◎	○	○	○
仮設トイレ（調達）	—	○	◎	○	○
家庭の既設トイレ※	○	○	○	○	◎

◎ 主に使用、○ 状況に応じて使用

※ 家庭の既設トイレは、ライフライン状況および給排水の可否に応じて使用

Ⅱ. 現状と課題

Ⅱ. 現状と課題

1. 災害時のトイレ確保状況

(1) 災害時のトイレの備蓄・整備状況

区では、災害時のトイレ対策として、携帯トイレの備蓄に加えて、マンホールトイレの整備を進めてきた。また、災害用トイレの新たな選択肢として、令和8年3月に自己処理型トイレ1台の試験導入を開始した。

令和8年4月現在の備蓄数量と整備状況は以下のとおりである。

表II-1 携帯トイレの備蓄数量

種 類	形 式	数 量	備蓄施設
携帯トイレ	便袋 回収・焼却	1,030,000 個	・ 第一次避難所 ・ 福祉避難所 ・ 災害拠点備蓄倉庫

表II-2 災害時のトイレ整備状況（施設別）

施 設	施設数	全トイレ (合計)	内 訳			
			既設 トイレ	マンホール トイレ (敷地内)	マンホール トイレ (公道上)	自己処理型 トイレ
区立小学校	67 箇所	4,236 基	3,914 基	130 基	192 基	0 基
区立中学校	35 箇所	2,423 基	2,252 基	67 基	104 基	0 基
都立高等学校	9 箇所	702 基	690 基	0 基	12 基	0 基
私立中学校・高等学校・ 大学等	13 箇所	617 基	593 基	4 基	20 基	0 基
地域学習センター・ 社会福祉施設	83 箇所	2,323 基	2,189 基	29 基	105 基	0 基
区立公園・都立公園等	76 箇所	320 基	－ ※	316 基	2 基	2 基 (1 台)
合 計	282 箇所	10,621 基	9,638 基	546 基	435 基	2 基

※ 区立公園・都立公園等の「既設トイレ」は、発災時に管理者が常駐せず、衛生環境の維持が困難なため、本計画で対象とする施設からは除外とする。

表II-3 災害時のトイレ整備状況（トイレ種類別）

種 類	形 式	数 量	対象施設
既設トイレ	施設内の既設トイレ	9,638 基	・ 第一次避難所 ・ 福祉避難所
マンホールトイレ	施設敷地内	546 基	・ 第一次避難所 ・ 福祉避難所 ・ 区立公園等
	施設隣接の公道上	435 基	
自己処理型トイレ	水循環	2 基 (1 台)	・ 区立公園
合 計		10,621 基	

II. 現状と課題

(2) 発災後の経過期間における確保状況

本区で確保している災害時のトイレは、令和8年4月現在 10,621 基である。

国や都が示す配置基準（発災当初 50 人に 1 基、1 週間以降 20 人に 1 基）に基づき、想定されるトイレ利用者数から算出した各期間の必要基数および確保基数の過不足状況は以下のとおりである。

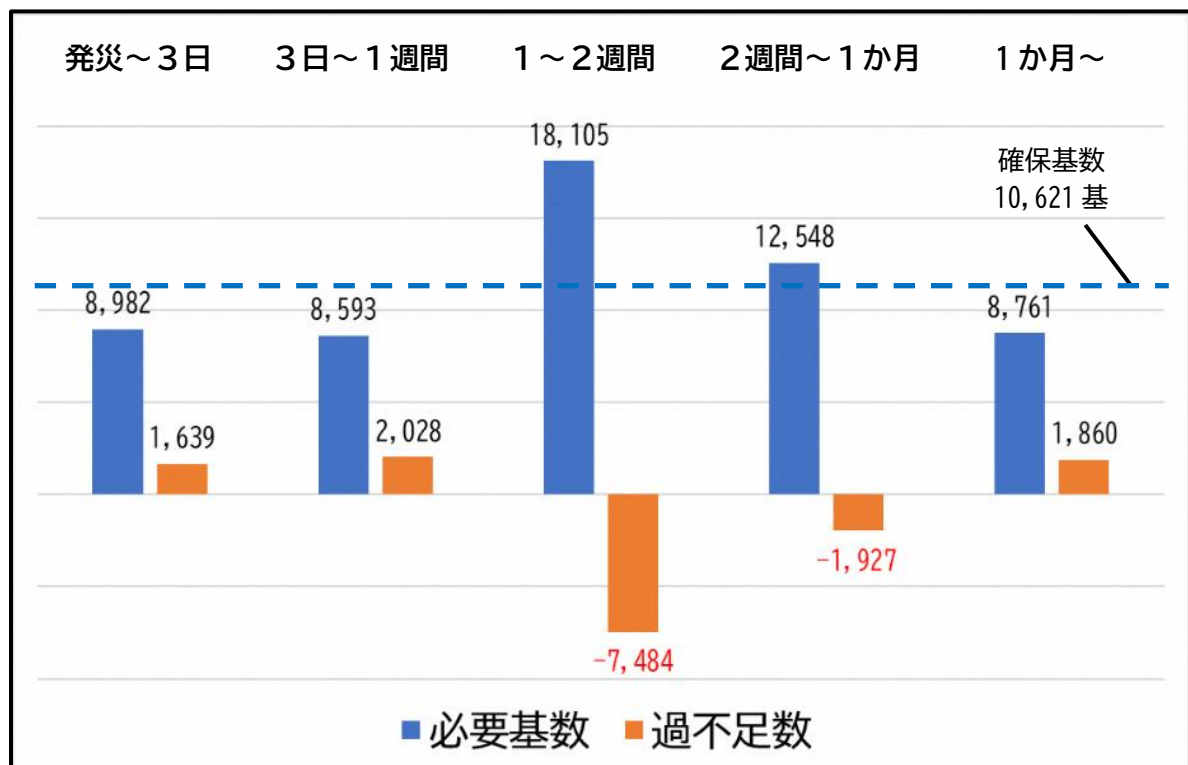
表II-4 発災後のトイレ過不足状況変化

災害フェーズ	発災～3日	3日～1週間	1～2週間	2週間～1か月	1か月～
国や都の基準による トイレの基数	50 人に 1 基		20 人に 1 基		
トイレ利用者 ※	449,063 人	429,622 人	362,094 人	250,958 人	175,209 人
必要基数	8,982 基	8,593 基	18,105 基	12,548 基	8,761 基
確保基数	10,621 基	10,621 基	10,621 基	10,621 基	10,621 基
過不足数	1,639 基	2,028 基	▲7,484 基	▲1,927 基	1,860 基

※トイレ利用者数は、都が作成した「東京トイレ防災マスタープラン」での推計結果による。

※トイレ利用者数＝「避難者数」＋「在宅避難者の内、上下水道いずれかに被害がある者」

図II-1 発災後のトイレ必要基数と過不足数

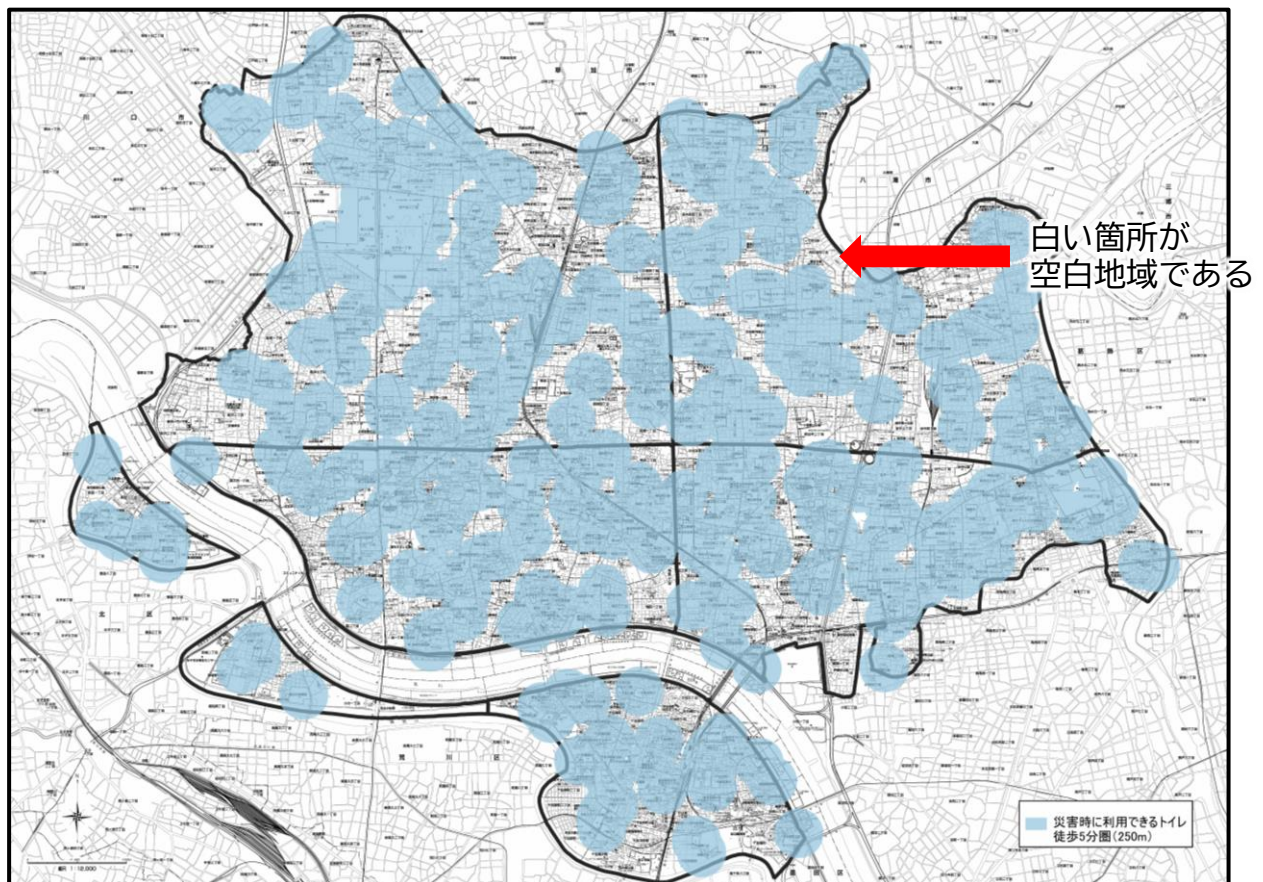


(3) 災害時のトイレ分布状況

災害時のトイレを適切な場所に配置するための指標として、区内における災害時トイレの分布状況の分析を行った。

区の地図上において、本計画の対象施設（第一次避難所、福祉避難所、区立公園マンホールトイレ等）を中心とした半径 250m（徒歩 5 分圏内）の水色円を落とし込み、当該範囲外を「災害時のトイレ空白地域」と位置付ける。

図II-2 災害時のトイレ空白地域



II. 現状と課題

2. 災害時のトイレ管理状況

(1) 避難所における管理体制

区では、発災時における避難所の円滑な開設および運営を目的として、区職員、避難所運営本部（地域住民）、災害ボランティア等による管理運営体制の構築を進めている。

区が策定した「震災時 避難所運営手順書」では、避難所における衛生環境を維持するための基本的な役割分担や、避難者自身による自主的な運営体制の重要性について示している。この手順書に基づき、発災初期から中長期にわたる避難生活において、トイレをはじめとする共有スペースの清掃や衛生管理を、運営本部やボランティアが主体となって担うよう位置付けている。

図II-3 震災時 避難所運営手順書

The image shows the front cover of a manual titled '震災時 避難所運営手順書' (Disaster Time Evacuation Site Management Manual). Below the title, it specifies '—第I部 事前学習編—' (Part I: Pre-learning Edition). There is a registration form with two rows: '避難所名' (Evacuation Site Name) and '氏名' (Name), each followed by a blank space for writing. At the bottom right, it says '足立区 危機管理部' (Adachi City Crisis Management Department) and '令和4年12月' (December 2022). At the bottom left, there are logos for '5-11' and 'ADACHI CITY'. At the bottom right, the 'ADACHI CITY' logo is also present.

避難所名	
氏名	

足立区 危機管理部
令和4年12月

5-11 ADACHI CITY

(2) 公園における管理体制

区では、平成27年に区立公園52箇所に配備されているマンホールトイレ等の防災対策設備について、発災時に迅速かつ円滑な運用を行うため、専門的な技術を有する民間団体（足立管工事業協同組合、東京都管工事工業協同組合足立支部、足立管工設備協力会）との間で「災害時における防災対策設備の運営等に関する協定」を締結した。

この協定に基づき、災害時にはこれら民間団体の会員が公園マンホールトイレ等の開設および開設期間中の維持管理業務（設備の不具合対応等）を担う体制が構築されている。

また、令和7年に同協定を再締結し、平時における備えとして、区が指定する公園での防災訓練への協力、消耗品を含めた設備点検の実施等を新たに協定内容に追加し、有事の際の即応体制の維持・向上を図っている。

3. 災害時のトイレ対策における課題まとめ

前述の現状分析を踏まえ、災害時における本区のトイレ対策の課題を整理した結果、①「災害時のトイレ数量不足の解消」、②「災害時のトイレ空白地域の解消」、③「災害時のトイレ維持・管理体制の確立」の3点に大別された。

各課題の詳細は以下のとおりである。

表II-5 災害時のトイレ対策における課題一覧

No.	課 題	課題の詳細
1	災害時のトイレ数量不足の解消	(1) 携帯トイレの備蓄量 災害対策基本法の一部改正に伴う、内閣府通知により、自治体における携帯トイレの最低必要数の算出式が示された。 この算出式に準じると、<u>現在は、651,200 個が不足している状況にある。</u> ※ 算定方法は、次頁に掲載。
		(2) 発災後の経過期間におけるトイレ確保数量 国や都の基準に照らして過不足状況をみると、避難者約 50 人に 1 基が必要な「発災から 1 週間まで」のトイレ数量は充足しているものの、<u>避難者約 20 人に 1 基が目安となる「1 週間以降」には最大で 7,484 基のトイレが不足すると想定される。</u>
2	災害時のトイレ空白地域の解消	災害時のトイレ分布状況の分析により明らかになった「災害時のトイレ空白地域」について、<u>発災時に区民が迅速にトイレを利用することが困難になる恐れがある。</u>
3	災害時のトイレ維持・管理体制の確立	(1) 避難所における維持・管理体制 区では、避難所運営の全般的な事項を記載した「避難所運営手順書」を策定している。しかしながら、<u>災害時のトイレの維持管理に特化した運用マニュアルは存在しない。</u>
		(2) 公園における維持・管理体制 令和 7 年の協定再締結により平時の訓練・点検体制は強化されたが、<u>発災時におけるマンホールトイレ開設後の「清掃や衛生管理」の主導体制が確立されていない。</u>

Ⅱ. 現状と課題

【参考】携帯トイレ目標備蓄数の算出式

$$= \text{避難所避難者数}(\text{※1}) \times 1.2(\text{※2}) \times \text{上水道被害率}(\text{※3}) \times 1 \text{人} 1 \text{日} \text{あたり} 5 \text{回} \times 3 \text{日間}$$

※1 都の「被害想定（令和4年5月）」より、避難所避難者数：191,288人（最大値）

※2 内閣府通知では、在宅避難者等の扱いについては「自治体の実情に応じて考慮すること」とされており、本区においては、平成25年の中央防災会議で示された避難所避難者数の1.2倍を方針としている。

※3 都の「被害想定（令和4年5月）」より、上水道被害率：49.7%（最大値）

Ⅲ. 災害時のトイレ課題解決策

Ⅲ. 災害時のトイレ課題解決策

1. 課題解決のための4つの施策

本区では、前章の「現状と課題」で判明した3つの主要課題解消のため、最優先で進めるべき4つの施策を定め、その実現に向けた取り組みを展開する。

(1) 災害時のトイレ確保施策

施策1：携帯トイレの増備蓄

達成基準

区の携帯トイレ備蓄数

目標：1,711,200 個 【現在：1,030,000 個（令和8年4月）】

対策の方向性

- ① 災害対策基本法の一部改正に伴う、内閣府通知（令和7年7月）に基づき、不足している 651,200 個の携帯トイレを増備蓄する。
- ② 避難所トイレの利用者数を軽減するため、在宅避難への支援を強化する。
- ③ 在宅避難への支援にあたっては、在宅避難者へ迅速に配布するため、避難所への携帯トイレの備蓄に加え、区立公園や町会・自治会倉庫等へ展開するなど、地域資源を組み合わせた分散備蓄推進する。

対応する課題

課題1：災害時のトイレ数量不足の解消

施策2：災害時のトイレ空白地域の解消

達成基準

災害時のトイレが確保されている地域面積（カバー率）

目標：約 90% 【現在：約 70%（令和8年4月）】 ※ 算定方法は P.21 の参考に記載

対策の方向性

- ① 災害時に必要なトイレを半径 250m 圏内（徒歩 5 分圏内）に確保する。
- ② 災害時のトイレ空白地域の分析により、選定をした 115 箇所の区立公園に災害用トイレを配備する（第Ⅴ章「災害時のトイレ空白地域の分等」P.31 参照）。
- ③ 各災害用トイレの配備については、P.21 掲載の表「Ⅲ-1」及び「Ⅲ-2」を基本方針とする。
- ④ まずは区立公園への災害用トイレの配備を進め、その後は区施設や民間施設の活用を検討し、引き続き空白地域の解消に努めるものとする。

対応する課題

課題2：災害時のトイレ空白地域の解消

Ⅲ. 災害時のトイレ課題解決策

(2) 災害時のトイレ管理施策

施策3：避難所トイレ運用マニュアルの策定

達成基準

対応する課題

課題3：災害時のトイレ維持・管理体制の確立

目標：災害時のトイレ運用マニュアルの策定

対策の方向性

- ① 区が策定した「避難所運営手順書」を補完するトイレの維持管理に特化した避難所トイレの運用マニュアルを策定する。
- ② 本マニュアルには、携帯トイレやマンホールトイレの設置・使用手順、清掃等維持管理手法などを具体的に定め、各避難所に配備する。
- ③ マニュアル作成にあたっては、（第四章「本計画の前提基準」を参考とし、確保・管理にあたり配慮すべき事項やし尿の処理体制などと整合を図る。
- ④ まずは喫緊の課題である避難所トイレの運用マニュアルの策定を先行して進め、その後、区立公園に新たに配備する災害用トイレの運用マニュアルについても順次策定を図る。

施策4：区立公園の災害用トイレ運用体制の確立

達成基準

対応する課題

課題3：災害時のトイレ維持・管理体制の確立

目標：公園における災害用トイレ運用体制の確立

対策の方向性

- ① 公園に設置される災害用トイレについて、災害発生時の円滑な運用を図るため、清掃を含めた管理運営体制を確立する。
- ② 公園の災害用トイレの清掃体制について、区職員や避難所運営本部のみでの対応は困難が予想されるため、専門的な清掃・衛生管理ノウハウを持つ清掃事業者やビルメンテナンス事業者等との連携体制の構築を推進する。

【参考】災害時のトイレが確保されている地域面積の算定方法（カバー率）

$$= \frac{\text{災害時のトイレが確保されている地域面積} ※1}{\text{「区民が居住する地域面積」} ※2}$$

※1 「災害時のトイレがある施設の半径 250m圏内の地域」と「区民が居住する地域」が重なる部分の面積（令和8年4月現在：28.60 km²）

※2 「令和2年国勢調査基本単位区データで人口が1人以上となっている地域」から「水域」を除いた地域面積（令和8年4月現在：41.59 km²）

表III-1 災害時のトイレ空白地解消に向けた災害用トイレ配備方針

公衆トイレの有無	箇所数	災害用トイレ配備方針
公衆トイレがある公園	84 箇所	「携帯トイレ」の配備
公衆トイレがない公園	31 箇所	原則、「仮設トイレ」または「自己処理型トイレ」の配備
合 計	115 箇所	

表III-2 災害用トイレの配備方針

災害用トイレ	耐用年数	配備方針
携帯トイレ 	約 15 年	・公衆トイレがある公園（84 箇所）を中心に公園敷地内に専用の防災備蓄倉庫を新設して配備する。 ・倉庫内には、便袋や凝固剤のほか、トイレレットペーパー等も格納する。
自己処理型トイレ 	約 20 年 （消耗品除く）	・現在、入谷鶴巻ゆうぐ公園に設置している自己処理型トイレについて、検証の結果に問題がなければ、今後の増配備へと移行する。 ・移動可能な災害用トイレのため、分散配備を原則とし、足立区都市計画マスタープランにおける区の5地域に各1台配備を目安とし、その後の増配備は、引続き、検討する。
仮設トイレ 	約 10 年 （消耗品除く）	・公衆トイレのない公園（31 箇所）を中心に、発災後迅速に組み立て・設置ができる体制を整えるため、災害時協定に基づく事業者からの優先調達体制の構築に向けて検討を進める。

Ⅲ. 災害時のトイレ課題解決策

2. 施策実施スケジュール

施策１・２は東京トイレ防災マスタープランにおける都の目標と整合をとり、令和１２年度（２０３０年度）末迄に実施する。

施策３・４は令和８年度（２０２６年度）末までを実施目標とするが、訓練などを通じて、見直しを行っていく。

表ⅢⅢ-３ 施策実施スケジュール

施策	事業年度				
	令和８年度 （２０２６年度）	令和９年度 （２０２７年度）	令和１０年度 （２０２８年度）	令和１１年度 （２０２９年度）	令和１２年度 （２０３０年度）
① 携帯トイレの増備蓄		増備蓄の実施			
② 災害時のトイレ空白地域の解消		災害用トイレの配備			
③ 避難所トイレの運用マニュアルの策定	策定	周知・実践・見直し			
④ 公園における災害用トイレの運用体制の確立	訓練の検証 運用体制確立	訓練の実施			

IV. 本計画の前提基準

IV. 本計画の前提基準

本章では、本計画の運用基準の目安を提示する。

まず、第1節において、国や都の基準に基づくトイレの必要数量や配慮事項、第2節において、区のし尿収集体制に関する基本的事項をそれぞれ示す。

1. 災害時のトイレ確保にあたって

(1) 確保すべき災害時のトイレ個数等

災害時のトイレの個数については、内閣府のガイドラインに基づき、施設のトイレの個室（バリアフリートイレは含めない）と災害用トイレを合わせた数として算出する。

確保すべきトイレの個数等は、国や都の基準を踏まえ、以下を目安とする。

表IV-1 確保すべき災害時のトイレ個数等

災害フェーズ	目 安	その他
災害発生当初 (1日～1週間)	避難者 <u>約 50 人当たり 1 基</u>	<u>女性用と男性用の割合 3 : 1</u>
避難が長期化する場合 (1週間以降)	避難者 <u>約 20 人当たり 1 基</u>	

(2) 確保する上での制約

災害時には複数の事態が同時に発生することにより、トイレを確保する上で、様々な制約を受けることを認識しておく必要がある。

表IV-2 トイレを確保する上での制約等

災害時に起こり得る事態	トイレを確保する上での制約等
断水・屋内給水管の破損	・流せなくなる ・手が洗えなくなる
停電	・一部の学校やマンション等では、水が汲みあがらず、水洗トイレが使えなくなる
下水道・屋内排水管の破損	・水が確保できても、排水先が破損している場合は、水洗トイレが使えなくなる
し尿処理施設の破損	・くみ取りを中止する必要がある ・くみ取りを継続する場合は、他地域への搬送・処理を実施する必要がある
大雨・洪水・高潮等による浸水の継続	・下水処理場等の機能が停止する恐れがある ・浸水しないフロアでの携帯トイレ使用が最優先となる。

(内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」参考)

IV. 本計画の前提基準

(3) 確保・管理にあたり配慮すべき事項

災害時のトイレの確保や管理にあたっては、トイレの設置場所や防犯対策等、障がい者や女性の意見を積極的に取り入れるように努めるべきである。

以下の表は、配慮すべき事項と配慮が必要な方への対応をまとめた。

表IV-3 配慮すべき事項と配慮が必要な方への対応

配慮をすべき事項・配慮が必要な方	対 応
安全性	・暗がりにならない場所に設置する ・夜間照明を個室内・トイレまでの経路に設置する ・屋外トイレの上屋は、堅牢なものとする ・トイレの固定、転倒防止を徹底する ・防犯ブザー等を設置する ・手すりを設置する
女性・子ども・LGBTQ・その他	・トイレは男女別を原則とするが、親子連れや介助者が必要な方、性の多様性への配慮からだれでもトイレも設置する ・生理用品の処分用のごみ箱をトイレ個室内に用意する ・オムツ替えスペースを設ける ・人工肛門、人工膀胱保有者のための装具交換スペースを確保する
高齢者・障がい者	・洋式便器を確保する ・使い勝手の良い場所に設置する ・トイレの段差を解消する ・福祉避難スペース等にトイレを設置する ・介助者も入れるトイレを確保する
外国人	・外国語の掲示物を用意する

(内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」参考)

(4) トイレの衛生管理

避難所のトイレは大勢の人が使用するため、普段以上に衛生面の配慮が必要になる。トイレの衛生管理は、避難者の命を守ることに直結するため、水や食料の確保と同様に、避難所開設時から取り組むべきである。

表IV-4 トイレの衛生管理のポイント

- ☐ 感染症を予防するために手洗いの確保、断水時は手指消毒を徹底する
- ☐ 体育館等の室内のトイレでは、専用の履物を用意する
- ☐ 便袋を使用する場合は、汚物処理の方法を徹底し、汚物の保管場所を確保する
- ☐ 便袋の保管はできる限り、雨水で濡れない場所を選択することが望ましい
- ☐ 感染症患者が出た場合には、専用のトイレを設けることも検討する
- ☐ 清掃と巡回管理を徹底する
- ☐ ボランティア等の支援者の力を借りて、衛生的なトイレ環境を維持する

(内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」参考)

2. 災害時のし尿処理体制

区の災害時のし尿処理については、「足立区災害廃棄物処理計画」および「足立区災害廃棄物処理マニュアル」に基づき対応する。以下、抜粋内容を掲載する。

(1) 避難所等における携帯トイレの廃棄方法

発災後4日後を目途に、避難所において使用した携帯トイレは、可燃ごみとして、避難所ごとに指定するごみ集積所から、回収する。

また、自宅等において使用した携帯トイレは、そのまま保管し、ごみの収集が再開した時点で、可燃ごみとして、地区において指定している通常のごみ集積所に出すこととする。

回収は、足立清掃事務所および雇上事業者のごみ収集車両が行う。

(2) 避難所等の仮設トイレのし尿処理方法

「足立区災害廃棄物処理マニュアル」（令和7年2月）では、避難所等の仮設トイレのし尿処理方法が以下のように示されている。

表IV-5 災害廃棄物処理マニュアルにおけるし尿処理に係る取組内容

項目	取組内容
被害状況の把握	・ごみ減量推進課は災害協定事業者から車両等の被害状況を確認し「災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協定」に基づく要請に備えるよう連絡 ・ごみ減量推進課は都下水道局担当から下水道施設の被害状況を確認（水再生センター（2箇所）、都下水道局指定し尿入孔場所（5箇所））
仮設トイレ設置状況の把握	・環境政策課は避難所及び避難場所等における仮設トイレ設置状況を情報収集指令室から確認しごみ減量推進課と足立清掃事務所に連絡
作業計画の作成	・足立清掃事務所はし尿収集車両台数（協定事業者）、下水道施設の受入状況、仮設トイレ設置状況等を踏まえ、作業計画を作成しごみ減量推進課に報告
し尿の収集運搬、搬入（処理）	・各事業者との災害協定及び都下水道局との覚書に基づき足立清掃事務所はし尿の収集及び下水道施設へ搬入（処理）を開始
協力協定に基づく関係団体への要請	・区と個別に締結している「災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協定」は特別区災害廃棄物処理対策本部における共同処理の実施決定までの間で要請に基づき災害対応を実施 ・23区及び清掃一組における共同処理を実施するにあたり「災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定」「災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定」等に基づき災害廃棄物処理を実施

資料：足立区災害廃棄物処理マニュアル（令和7年2月）

し尿収集車の積載量および調達見込み台数は次のとおりである。

表IV-6 し尿収集車の積載量および調達見込み台数

項目	数量	備考
し尿収集車の積載量	3,000 ㍑／台	
し尿収集車の調達見込み	最大 14 台	委託や協定によるものを含む。

V. 災害時のトイレ空白地域の分析

V. 災害時のトイレ空白地域の分析

1. 災害用トイレ設置候補地の選定

(1) 公園を活用した設置候補地の選定プロセス

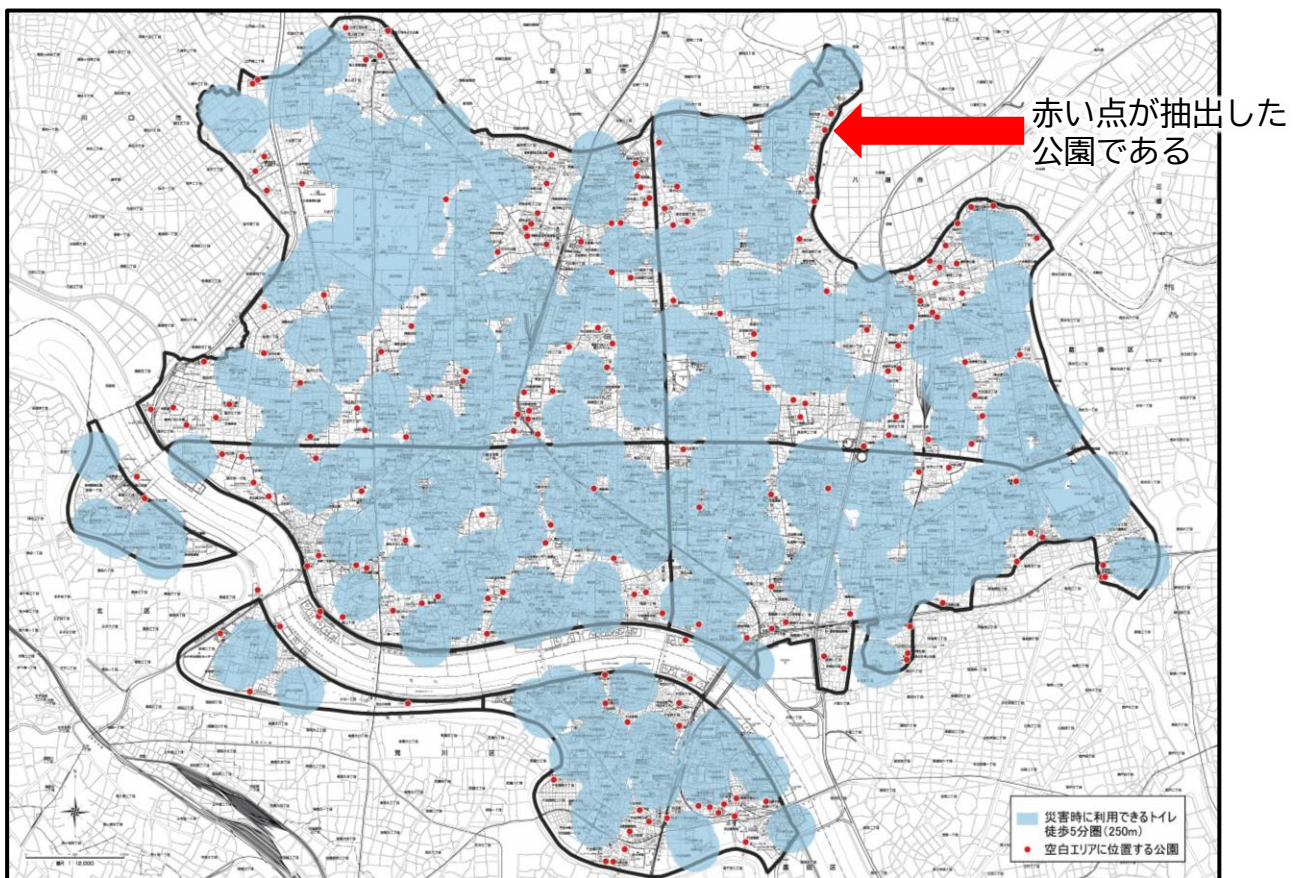
災害時のトイレ空白地域に対して、新たな災害用トイレ設置候補地の選定に向けた対策案を講じる。災害用トイレの設置等には一定の面積を要することから、まずは、地域内における公園（区立公園・児童遊園・プチテラス）の分布状況を確認し、有効活用が可能な公園の抽出を行った。

なお、災害用トイレは、迅速な導入と多用な状況への対応を考慮し、携帯トイレ、仮設トイレ、自己処理型トイレおよびマンホールトイレを想定とする。

ア 災害用トイレ設置場所の抽出

空白地域内に存在する公園（区立公園・児童遊園・プチテラス）の分析を行い、約 200 箇所の公園を抽出した。

図V-1 災害用トイレ設置場所の抽出図



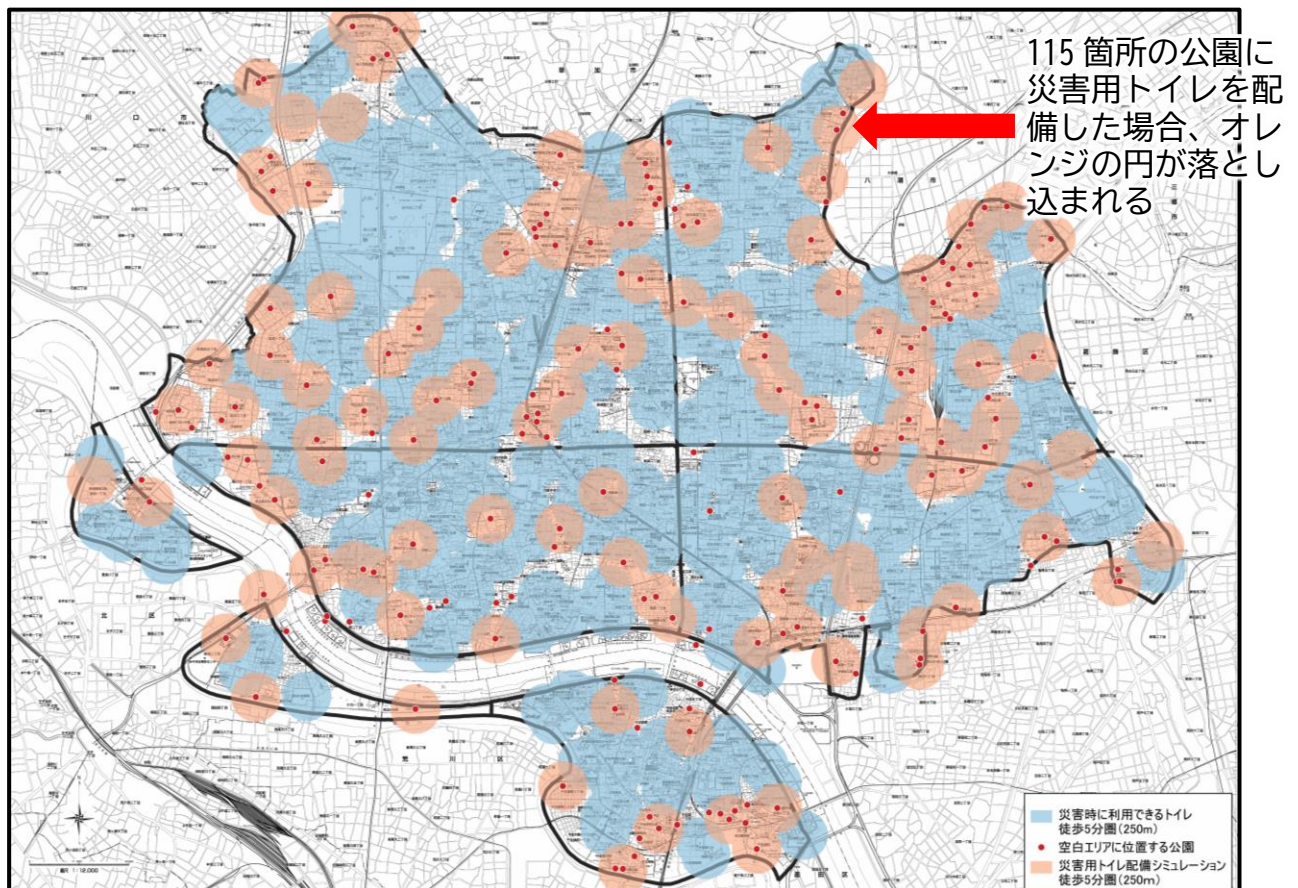
V. 災害時のトイレ空白地域の分析

イ 災害用トイレの配備シミュレーションの実施

空白地域内とその周辺の公園（約 200 箇所）を対象に災害用トイレ配備シミュレーションを実施した。これにより、空白地域の解消に必要となる具体的な配備数および配置の検証を行った。

その結果、約 200 箇所の公園の内、115 箇所の公園に災害用トイレを配備すれば空白地域がおおむね解消することが判明した。

図V-2 災害用トイレの配備シミュレーション図



V. 災害時のトイレ空白地域分析

ウ 現場調査の実施

シミュレーションにより選定した 115 箇所の公園について、現地調査を実施し、災害用トイレの設置スペースや周辺道路からの搬入路の確保など、公園図面上では判別困難な現地状況を確認し、公園調査票を作成した。

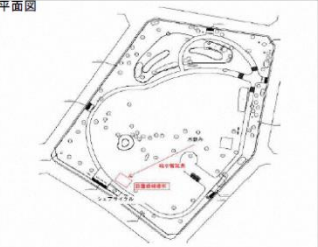
図V-3 災害時のトイレ空白地域における公園調査票

災害時のトイレ空白地域における公園調査票	
(公園名)	入谷鶴巻ゆうぐ公園
(調査日)	R7.12.25
(調査者)	工務部部長、古倉課長、斎藤
公衆トイレ（便器オベレーション化の可能性について）	
項目	メモ（○△×など）
設置されているか？	×
小便器数	○
大便器数	○
施設整備はあるか？（便所、清掃用具など）	×
(メモ)	公衆トイレなし
評価	○：可 △：一部可 ×：否
	×
仮設トイレ（被災後設置の可能性について）	
項目	メモ（○△×など）
設置スペースはあるか？	○
搬入路はあるか？（トラック）	○
接続できるような汚水網はあるか？	×
(メモ)	汚水網なし。
仮設トイレ設置の際は、汚水網の設置が必要である。	△
評価	○：可 △：一部可 ×：否
	△
自己処理型トイレ（平時設置の可能性について）	
項目	メモ（○△×など）
設置スペースはあるか？	○
設置スペースに民家は隣接しているか？	○
搬入路はあるか？（トラック）	○
日照は取れるか？（木漏れ光など）	○
水質はあるか？（手洗い水）	○
(メモ)	
評価	○：可 △：一部可 ×：否
	○
マンホールトイレ	
項目	メモ（○△×など）
前道路に下水管はあるか？	○
設置スペースはあるか？（汚水、汚水網など）	○
格納倉庫はあるか？（貯蔵設備など）	×
(メモ)	マンホールトイレ設置の際は、機材を保管する格納倉庫の設置が必要である。
評価	○：可 △：一部可 ×：否
	○

エ 災害用トイレ設置方針検討票の作成

各公園における最適な災害用トイレの種別を定めるため、「災害用トイレ設置方針検討票」を作成した。

図V-4 災害用トイレ設置方針検討票

災害用トイレ設置方針検討票			
施設名	入谷鶴巻ゆうぐ公園		
住所	入谷二丁目8番1号		
面積 (㎡)	5,106		
公衆トイレ（便器数）			
男子	女子	共用	ハリアフリー
洋	和	洋	和
小	小	小	小
空白エリア図（災害用トイレを設置した場合、緑円が追加）			
			
平面図			
			
現場写真			
			
【現場調査欄】			
災害用トイレ	設置可否	備考	
携帯トイレ	×	公衆トイレなし	
仮設トイレ	△	配備の場合、汚水網の設置が必要	
自己処理型トイレ	○	適している	
マンホールトイレ	△	配備の場合、機材を保管する倉庫が必要	

V. 災害時のトイレ空白地域の分析

(2) 対象公園

ア 公衆トイレがある公園（84 箇所）

以下の対象公園においては、既存の公衆トイレの活用を基本とし、「携帯トイレ」を配備する方針とする。

表V-1 公衆トイレがある公園

No.	地域	名 称	住 所
1	千住地域	千住ほんちょう公園	千住四丁目 22 番 16 号
2		千住仲町公園	千住仲町 28 番 1 号
3		大橋公園	千住橋戸町千住大橋々台敷
4		千住東町公園	千住東二丁目 20 番 17 号
5		千住大川端公園	千住曙町 41 番 10 号
6		柳原千草園	柳原一丁目 21 番 26 号
7	梅田・江北・新田 地域	梅田公園	梅田六丁目 26 番 1 号
8		梅島西公園	梅島三丁目 17 番 10 号
9		扇なかよし公園	扇三丁目 9 番 4 号
10		扇いちょう公園	扇一丁目 22 番 46 号
11		北宮城町公園	扇二丁目 37 番 1 号
12		堀之内北公園	堀之内一丁目 21 番 1 号
13		新田三丁目公園	新田三丁目 10 番 9 号
14		五色堤公園	江北二丁目 8 番 4 号
15		宮城ゆうゆう公園	宮城二丁目 13 番 1 号
16		宮城ファミリー公園	宮城二丁目 1 番 14 号
17		南宮城児童遊園	宮城一丁目 1 番 30 号
18		足立堀之内公園	堀之内二丁目 1 番 1 号
19		上沼田南どんぐり公園	江北三丁目 23 番 18 号
20		新田稲荷公園	新田一丁目 8 番 5 号
21	足立・綾瀬・中川 地域	第六天公園	東和二丁目 27 番 18 号
22		谷中公園	谷中二丁目 23 番 36 号
23		しょうぶ沼公園	谷中二丁目 4 番 1 号
24		下河原公園	東綾瀬一丁目 11 番 12 号
25		河添公園	綾瀬二丁目 46 番 1 号
26		綾瀬二丁目ふれあい公園	綾瀬二丁目 41 番 6 号
27		五兵衛公園	綾瀬四丁目 18 番 5 号
28		西綾瀬そよかぜ公園	西綾瀬三丁目 3 番 1 号
29		西綾瀬公園	西綾瀬三丁目 25 番 2 号
30		弘道第一公園	弘道二丁目 16 番 13 号
31		蛭沼公園	綾瀬四丁目 26 番 5 号
32	六町・花畑・ 大谷田地域	六木水の森公園（水車広場）	六木三丁目 50 番 6 号
33		六木水の森公園（虹の広場）	六木三丁目 39 番 26 号
34		神明東公園	神明二丁目 9 番 6 号
35		神明北公園	神明一丁目 5 番 12 号

V. 災害時のトイレ空白地域の分析

No.	地域	名 称	住 所
36	六町・花畑・ 大谷田地域	雪見公園	神明南二丁目 17 番 2 号
37		神明南ふれあい公園	神明南一丁目 3 番 23 号
38		佐野第三公園	佐野二丁目 4 番 6 号
39		佐野一丁目ゆめ公園	佐野一丁目 20 番 20 号
40		大谷田記念公園	大谷田四丁目 16 番 9 号
41		大谷田公園	大谷田四丁目 4 番 1 号
42		加平第一公園	加平三丁目 13 番 1 号
43		川端第二公園	加平二丁目 2 番 8 号
44		北加平公園	北加平町 16 番 4 号
45		一ツ家第一公園	一ツ家四丁目 16 番 1 号
46		一ツ家第三公園	一ツ家二丁目 18 番 1 号
47		保塚公園	保塚町 10 番 20 号
48		八十町公園	保木間一丁目 34 番 15 号
49		糺田公園	保木間一丁目 17 番 8 号
50		山王堀公園	保木間四丁目 23 番 1 号
51		下沼公園	南花畑四丁目 15 番 1 号
52		仲組公園	花畑三丁目 38 番 1 号
53		鷺宿東公園	花畑六丁目 34 番 8 号
54		桑袋記念公園	花畑八丁目 11 番 1 号
55		堺田公園	南花畑一丁目 16 番 26 号
56	西新井・竹の塚・ 舎人地域	舎人児童遊園	舎人五丁目 21 番 16 号
57		入谷八丁目公園	入谷八丁目 16 番 5 号
58		入谷緑地公園	入谷一丁目 20 番 1 号他
59		加賀児童遊園	加賀二丁目 18 番 4 号
60		皿沼公園	皿沼二丁目 25 番 1 号
61		一本木公園	鹿浜六丁目 18 番 1 号
62		押部南公園	鹿浜七丁目 21 番 1 号
63		北鹿浜公園	鹿浜三丁目 26 番 1 号
64		島糺屋公園	鹿浜二丁目 22 番 1 号
65		上沼田公園	江北七丁目 4 番 1 号
66		江北六丁目児童遊園	江北六丁目 30 番 23 号
67		西新井西公園	西新井六丁目 9 番 1 号
68		井堀北公園	栗原一丁目 15 番 8 号
69		石塚公園	栗原二丁目 3 番 1 号
70		西中第一公園	西新井六丁目 44 番 1 号
71		西新井さくら公園	西新井二丁目 6 番 1 号
72		みだまえ公園	谷在家一丁目 17 番 1 号
73		はやぶさ公園	伊興四丁目 8 番 13 号
74		前沼公園	西竹の塚二丁目 12 番 4 号
75		伊興北の根公園	伊興本町一丁目 16 番 21 号
76		白旗塚史跡公園	東伊興三丁目 10 番 14 号
77		東伊興淵之宮公園	東伊興二丁目 4 番 21 号

V. 災害時のトイレ空白地域の分析

No.	地域	名 称	住 所
78	西新井・竹の塚・ 舎人地域	西保木間公園	西保木間二丁目 14 番 15 号
79		竹の塚第一公園	竹の塚六丁目 19 番 1 号
80		竹の塚第三公園	竹の塚四丁目 7 番 1 号
81		六月町公園	六月三丁目 17 番 1 号
82		六月中央公園	六月二丁目 23 番 1 号
83		江北公園	鹿浜五丁目 8-1、10-1
84		入谷中央公園	入谷四丁目 16 番 1 号

V. 災害時のトイレ空白地域の分析

イ 公衆トイレがない公園（31箇所）

以下の公園は、既存のトイレ設備がないため、原則、「仮設トイレ」または「自己処理型トイレ」を配備する方針とする。

表V-2 公衆トイレがない公園

No.	地 域	名 称	住 所
1	千住地域	千住柳町児童遊園	千住柳町 26 番 6 号
2		千住緑町三丁目児童遊園	千住緑町三丁目 22 番 5 号
3	梅田・江北・新田 地域	八千代児童遊園	梅田一丁目 5 番 6 号
4		梅田二丁目児童遊園	梅田二丁目 19 番 2 号
5		関三ひがし児童遊園	関原三丁目 6 番 3 号
6		西新井本町五丁目児童遊園	西新井本町五丁目 12 番 3 号
7		もといち南リバーサイド プチテラス	本木一丁目 26 番 10 号
8		小台東公園	小台一丁目 23 番 2 号
9		高野二号緑地児童遊園	江北一丁目 9 番 1 号
10	足立・綾瀬・中川 地域	古隅田なかよし公園	中川一丁目 10 番 5 号
11		東和四丁目児童遊園	東和四丁目 23 番 16 号
12		綾瀬一丁目児童遊園	綾瀬一丁目 23 番 29 号
13		青井二丁目第二児童遊園	青井二丁目 29 番 2 号
14		足立二丁目児童遊園	足立二丁目 34 番 5 号
15		中川二丁目公園	中川二丁目 25 番 3 号
16	六町・花畑・ 大谷田地域	神明水の森公園（石）	神明三丁目 21 番 18 号
17		辰沼二丁目児童遊園	辰沼二丁目 18 番 19 号
18		大谷田一丁目第三児童遊園	大谷田一丁目 14 番 3 号
19		稲荷公園	谷中四丁目 12 番 8 号
20		花畑東部二号公園	南花畑二丁目 37 番 8 号
21		花畑北部三号公園	花畑二丁目 16 番 13 号
22	西新井・竹の塚・ 舎人地域	入谷砂原めいろ公園	入谷九丁目 9 番 15 号
23		舎人四丁目公園	舎人四丁目 8 番 1 号
24		舎人三丁目みどり公園	舎人三丁目 15 番 7 号
25		入谷鶴巻ゆうぐ公園 ※	入谷二丁目 8 番 1 号
26		入谷七丁目公園	入谷七丁目 12 番 28 号
27		諏訪木ぶらしのき公園	西新井四丁目 38 番 8 号
28		諏訪木北公園	西伊興一丁目 6 番 12 号
29		西保木間北公園	西保木間三丁目 14 番 6 号
30		西保木間二丁目児童遊園	西保木間二丁目 4 番 15 号
31		竹の塚七丁目児童遊園	竹の塚七丁目 4 番 1 号

※ 入谷鶴巻ゆうぐ公園は、本計画より前倒しして、自己処理トイレの試験導入を行った。
試験期間である令和 8 年度上半期終了後、効果検証を行う。

VI. 参考

VI. 参考

1. 災害時のトイレ確保タイムライン

災害時のトイレ確保方針について、東京トイレ防災マスタープランを参考に、発災前の「予防」、発災後 72 時間以内の「応急」、発災後 1 週間を目途の「復旧」の 3 フェーズにおいて、以下の対策を推進する。

フェーズ		予防 (発災前)	応急 (発災後 72 時間以内)	復旧 (発災後 1 週間以降)
対策	確保が 必要と する基 数	○災害発生当初は、発災直後から 1 週間までを避難者約 50 人当たり 1 基、それ以降を避難者約 20 人当たり 1 基の災害用トイレの確保に努める。このうち、バリアフリートイレは、避難者の人数やニーズに合わせて確保に努める。	○避難所において、災害発生当初は避難者約 50 人当たり 1 基の災害用トイレの確保に努める。	○避難所において、避難が長期化する場合には、約 20 人当たり 1 基の災害用トイレの確保に努める。
	災害用 トイレ の確保	○避難所の災害用トイレの備蓄・整備について必要数を算定するとともに、災害用トイレの確保を推進する。 ○発災後 3 日目までは、し尿収集車による、し尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレ（携帯トイレ、マンホールトイレ、自己処理型トイレ等）の活用が必要であることを踏まえ備蓄・整備する。 ○発災後 3 日目までは、携帯トイレ等を含む物資輸送が困難な状況が予想されることから、可能な限り各避難所における備蓄を推進する。 ○在宅避難者等が外の公共トイレを利用する可能性を踏まえ、各地域における災害用トイレの適正配置を推進する。	○発災直後は、上下水道管や給排水管の被災状況が分からないため、携帯トイレを活用し、対応する。 ○避難の長期化に備えて、都に対して、応援物資の要請を行うとともに災害時協定を締結している事業者には災害用トイレの調達を要請する。 ○発災後 3 日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレ（携帯トイレ、マンホールトイレ、自己処理型トイレ等）を活用し、対応する。 ○発災後 4 日目からは、区は、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。 ○仮設トイレを要請する際は、国土交通省が認定した快適トイレ仕様を満たすものを優先して要請する。	応急フェーズの 継続

VI. 参考

2. 災害時のトイレ管理タイムライン

災害時のトイレ管理について、東京トイレ防災マスタープランを参考に、発災前の「予防」、発災後 72 時間以内の「応急」、発災後 1 週間を目途の「復旧」の 3 フェーズにおいて、以下の対策を推進する。

フェーズ		予防（発災前）
対策	運用体制の構築	○各施設等における災害時のトイレについて、運用及び管理に関する責任者を明確化した上、開設訓練及び災害時のトイレ運営マニュアルの策定を実施し、適切な運用体制を確保する。 ○各施設等における災害用トイレについて、定期的な点検及び質的な改善等を実施し、備蓄等の維持管理を行う。 ○衛生環境確保のために必要な、学校のプール、応急給水栓等による水洗用水の確保を速やかに実施できるよう体制を確保する。
	衛生管理	○各施設等における災害時のトイレについて、開設訓練及び災害時のトイレ運営マニュアルの策定を実施し、適切な運用体制を確保する。 ○各施設等における衛生物品について、定期的な点検及び質的な改善等を実施し、備蓄等の維持管理を行う。 ○衛生環境確保のために必要な、学校のプール、応急給水栓等による水洗用水の確保を速やかに実施できるよう体制を確保する。
	し尿処理（使用済み携帯トイレ・し尿汲み取り等）	○収集運搬及び処理に係る事業者等との協定締結等により、し尿処理の実効性を確保するとともに、区が策定する災害廃棄物処理計画や各種マニュアルにおいて、し尿処理に係る運用体制等の確保に向けた実施細目等の整備、演習・訓練等を行う。
	災害用トイレの質の向上	○各施設等における災害用トイレについて、定期的な点検及び質的な改善等を実施し、備蓄等の維持管理を行う。

フェーズ		応急 (発災後 72 時間以内)	復旧 (発災後 1 週間以降)
対 策	運用体制 の構築	○避難者のトイレニーズに備え、避難所運営本部により、備蓄・整備した災害用トイレを避難者等が利用できる状態にし、トイレ機能を確保する。 ○自宅トイレが使用できない区民のトイレニーズに備え、その他公的施設に備蓄・整備した災害用トイレを利用できる状態にし、トイレ機能を確保する。 ○避難所等の給排水設備に関する被災状況を把握する。	○避難の長期化に伴うトイレ環境の維持のため、避難所等の運営者（ボランティア）を確保する。
	衛生管理	○避難所等のトイレの衛生管理（清掃方法、トイレ使用後の手洗い、ごみの保管場所の管理等）を行い、衛生環境を維持する。 ○各施設等において、衛生環境を維持するため、トイレ利用者が守るべき使用方法等を周知する。 ○トイレ利用者が使い慣れない携帯トイレは利用方法を適切に周知する。 ○ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知する。	応急フェーズの継続
	し尿処理 （使用済み携帯 トイレ・し尿汲 み取り等）	○区の災害時のし尿処理については、「足立区災害廃棄物処理計画」および「足立区災害廃棄物処理マニュアル」に基づき対応する。	応急フェーズの継続
	災害用 トイレの 質の向上	○衛生環境が悪化しないよう、各施設内でのトイレの運営者を明確にする。 ○利用者へトイレの使い方について適切に周知する。 ○避難の長期化に備えて、都に対して、応援物資の要請を行うとともに災害時協定を締結している事業者に災害用トイレの調達を要請する。 ○避難場所、避難所及びその他公的施設等における災害用トイレについて、配慮が必要な事項を踏まえ、設置・運営をする。	応急フェーズの継続

VI. 参考

3. 区が作成した携帯トイレ普及啓発チラシ

区では、避難所運営訓練や防災講演会、区の各種イベント等において災害用トイレの普及啓発を図るとともに、携帯トイレおよび普及啓発チラシの配布を行ってきた。

以下は、区で作成した携帯トイレの普及啓発チラシである。

図VI-1 携帯トイレ普及啓発チラシ（表面）

災害時、「トイレが使えなくなる前に」

携帯トイレの備蓄を!

大規模な地震が発生すると、断水や停電、下水道施設の被災などにより、水洗トイレが長期間使用できなくなります。トイレが使えない状況が続くと、衛生環境の悪化や健康被害による「災害関連死」につながる可能性があります。あなたと家族を守るために「携帯トイレ」を備蓄しましょう!

① 携帯トイレってどんなもの？



POINT①

洋式便器等に袋をとりつけるだけ!

POINT②

付属の凝固剤で固めて捨てるだけ!

② どのくらい備蓄すればいい？

できれば

 **1日5回分 × 7日分 = 35回分**

1人あたり

③ どんな商品を選べばいい？

付属品の名称等については、裏面をご確認ください。

① 大きさ 汚物袋の規格が縦65cm×横50cm以上あると大きさに余裕があり、便座に掛けやすく使いやすいです。	② 付属品 汚物袋と処理袋がセットになっていると便利。便器カバーが付いているとより安心です。	③ 数・値段 1個入りの商品からまとめ買いができる商品まで様々。必要数を考えてお得に備えましょう。
---	--	---

参考

足立区の避難所等では、医療用から生まれた防臭素材が特徴のクリロン化成株式会社の携帯トイレを備蓄しています。

図VI-2 携帯トイレ普及啓発チラシ（裏面）

④ 携帯トイレの付属品 ※

※ 製品により異なります。購入前にご確認ください。



便器にセットする袋



排泄用の袋



排泄物を
凝固させます

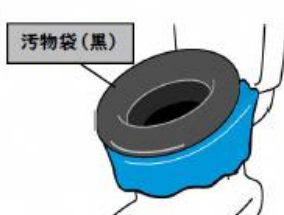


使用後の汚物袋
を入れる袋

⑤ 携帯トイレの使い方



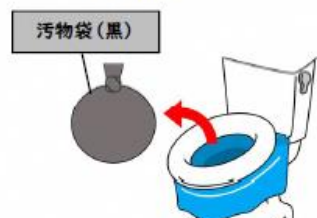
① 便座を上げ、便器カバー
をセットします



② 便座の上に汚物袋を
被せます



③ 凝固剤を1袋入れ用を
足します



④ 排泄後、汚物袋を取り
出し、口を結びます



⑤ 汚物袋を更に処理袋
に入れて二重にします



⑥ 使用後の携帯トイレは、燃や
すごみとして出す。ごみ収集が
始まるまでは、密閉できるポリ
バケツ等で一時保管する。

※ 汚物を燃やすごみとして回収
できるのは、災害時のみです

参
考

NPO法人 日本トイレ研究所のホーム
ページでは、携帯トイレの使い方を動画で紹
介しています。動画の視聴はこちら



⑥ 備蓄はどこで揃えればいい？

足立区では、防災用品をお得に購入できる「防災用品
あっせんカタログ」を作成しています。携帯トイレの他、
非常食や飲料水などがお得に購入できます。ぜひご利用
ください。

区ホームページ「防災用品のあっせん」をご確認ください



問合せ先

足立区 危機管理部

災害対策課
防災戦略課

TEL : 03-3880-5836

TEL : 03-3880-5082

書 名：足立区災害時のトイレ確保・管理計画

発行年月日：令和8年●月

発 行：足立区 危機管理部 防災戦略課

東京都足立区中央本町1－17－1

TEL：03－3880－5704

E-mail：senryaku@city.adachi.tokyo.jp